

広 報

みどり

水土里ネット江合川

土地改良区の概要(R 7 . 4 . 1 現在)組合員数2,476名 地区面積4,498ha



『鳴子ダム 上流部』

目次

- 理事長あいさつ P 1
- 総代会開催状況 P 2
- 令和 5 年度決算状況・貸借対照表 P 3
- 令和 5 年度借入状況・工事概要報告 P 4
- 令和 5 年度主な施工状況 P 5
- 令和 6 年度決算状況・貸借対照表 P 6
- 令和 6 年度借入状況・工事概要報告 P 7
- 令和 6 年度主な施工状況 P 8
- 令和 7 年度一般会計予算・事業計画 P 9
- 令和 7 年度賦課・施設使用料基準 P 10
- 県営農地整備事業『田尻中央地区』権利者会議 P 11
- 改良区からのお知らせとお願い P 12
- 維持管理ニュース P 13～14
- 手続きは忘れずに P 15

令和 7 年度
賦課金納入期限経常・特別賦課金
納入期限

10月15日から11月17日まで

No.71

令和 7 年 9 月 発行

発 行 者



江合川沿岸土地改良区

〒989-4415 宮城県大崎市田尻字北大杉34-1

■ TEL : 0229-39-0039

■ FAX : 0229-39-2033

■ E-mail : eai@cronos.ocn.ne.jp

■ URL : http://eai.sakura.ne.jp

ご 挨拶

江合川沿岸土地改良区

理事長 佐 藤 多 賀 典

組合員皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の事業運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、春先の鳴子ダム、岩堂沢ダムはいずれも満水で、今冬のまとまった降雪によりダム周辺には積雪もみられ、春作業は用水が豊富な中でスタートを切りました。ところが、6月、7月になってからは極端に雨が少なく、加えて記録的な高温だったことが影響して、鳴子ダムは7月29日午前3時、実に31年ぶりに貯水率が0%になりました。その後は、下流域の水田に水が供給できなくなる事態を避けるため、最低水位以下に貯まっている水を放流バルブから緊急的に放流するといった措置が講じられ、大崎地域水管理協議会ははじめ各関係機関のご尽力と連携の中で用水供給が行われてきました。

こうした未曾有の渇水という事態を受けて、当土地改良区は8月1日より3グループに分けての番水を実施し、用水の需要が高まる出穂期において何とか危機的な状況を回避する事ができました。番水実施に際しまして、ご尽力、ご協力いただきました皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

今後は地球温暖化等の影響で、高温少雨の傾向が更に高まり、米づくりにとって命とも言える用水の管理はこれまで以上に困難になることも考えられます。そんな中、限られた用水を管内全域に公平に供給していくためには、地域に脈々と受け継がれてきたお互いの助け合いや譲り合いといった相互扶助の精神が不可欠です。大崎耕土は、巧みな水管理システムが評価されて世界農業遺産に認定されましたが、地域に根差した相互扶助の精神も、精神的な農業遺産として是非とも次世代に継承してほしいと思います。

現在、国際社会は、混迷が続くウクライナ情勢や世界的な物価高騰、地球規模の異常気象など様々な課題に直面しています。また、管内にあっては農業従事者の高齢化や減少などにより、農地・農業用施設の保全管理や営農の継続が困難になるなど、様々な問題を抱えています。更に、電気料金や資材等の高騰により、土地改良施設の維持管理を担う当土地改良区も厳しい財政運営を余儀なくされています。

その中において我々土地改良区は、先人から連綿と受け継がれてきた農地・農業用水等の地域資源を健全な状態で次世代へと継承していく責務があります。今後とも組合員皆様との連携を深めながら、活力ある農業・農村の実現に向けて貢献していく覚悟でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ挨拶と致します。



総代会開催状況

令和6年8月28日開催の『臨時総代会』、令和7年3月18日開催の『通常総代会』及び令和7年8月27日開催の『臨時総代会』においてそれぞれ下記の案件を提出し、全議案が原案どおり可決承認されました。

令和6年8月28日開催『臨時総代会』

【議決事項】

令和5年度事業報告の承認について
 令和5年度一般会計収入支出決算及び財務諸表の承認について
 規約の一部改正について
 会計細則の一部改正について
 令和6年度繰上償還について
 令和6年度一般会計収入支出補正予算（案）について



令和7年3月18日開催『通常総代会』

【議決事項】

令和6年度県営事業分担金の変更について
 令和6年度借入額の変更について
 令和6年度一般会計収入支出補正予算（案）について
 土地改良施設維持管理適正化事業（第49期生）に加入することについて
 令和7年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
 令和7年度水利施設等整備事業の施行について
 令和7年度県営事業分担金について
 令和7年度借入及び償還方法について
 令和7年度繰上償還について
 定款の一部改正について
 令和7年度役員報酬について
 令和7年度賦課額及び徴収時期並びに方法について
 令和7年度地区除外に伴う決済金について
 令和7年度水田の畑地化に伴う畑地化協力金について
 令和7年度一時借入金について
 令和7年度一般会計収入支出予算（案）について
 令和7年度歳計現金預入先金融機関について



令和7年8月27日開催『臨時総代会』

【議決事項】

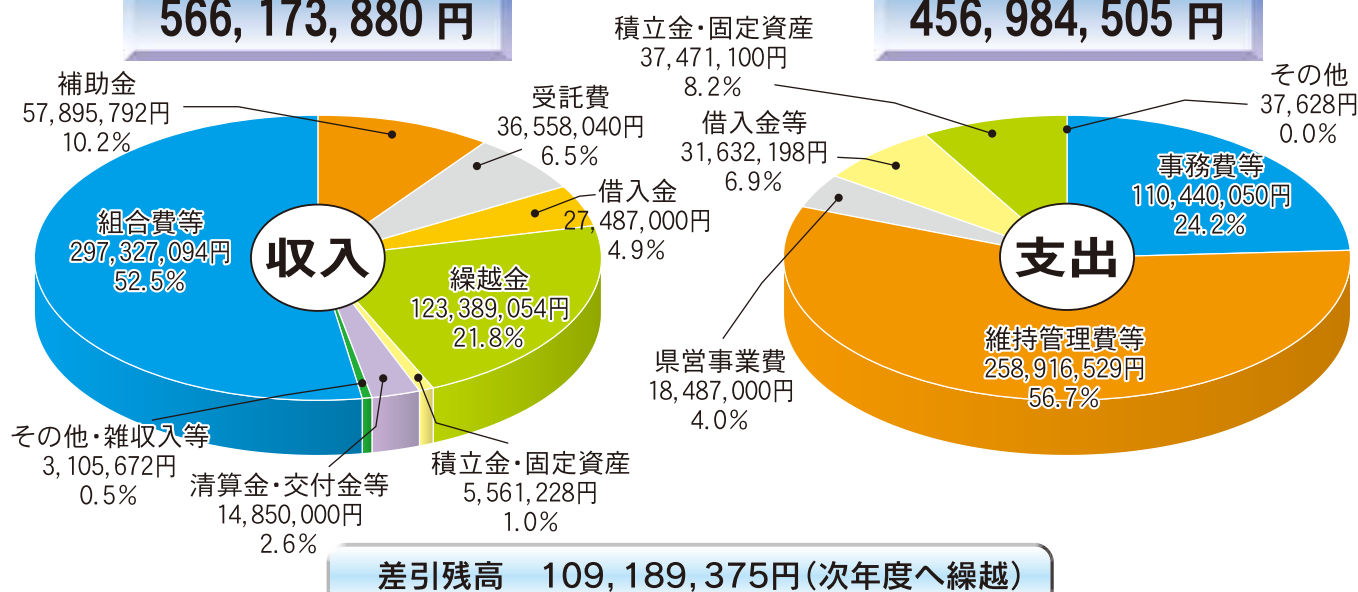
令和6年度事業報告の承認について
 令和6年度一般会計収入支出決算及び財務諸表の承認について
 役員報酬審議会設置規程の一部改正について
 令和7年度県営事業分担金の変更について
 令和7年度借入額の変更について
 令和7年度水利施設等整備事業の施行について
 令和7年度一般会計収入支出補正予算（案）について



令和5年度 一般会計決算状況

収入の部
566,173,880 円

支出の部
456,984,505 円



貸借対照表

令和6年3月31日調製 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	73,599,382	未払金	3,998,503
未収賦課金等	494,699	預り金	222,300
その他未収金	39,750,040	短期借入金	5,683,260
前払金	19,188	適正化事業拠出金短期未払金	2,706,000
貯蔵品	67,114	流動負債合計	12,610,063
その他流動資産	1,077,120	2 固定負債	
流動資産合計	115,007,543	公庫資金等長期借入金	117,339,014
2 固定資産		その他の長期借入金	12,503,000
(1) 基本財産	4,872,176	適正化事業拠出金長期未払金	2,178,000
(2) 特定資産	11,901,591,019	職員退職給付引当金	105,601,800
所有土地改良施設	11,483,422,992	役員退任慰労引当金	2,885,337
土地改良施設用地等	4,193,029	固定負債合計	240,507,151
財政調整積立資産	179,998,000	負債合計	253,117,214
職員退職給付引当積立資産	105,601,800	正 味 財 産 の 部	
役員退任慰労金積立資産	2,885,337	1 指定正味財産	
転用決済金積立資産	2,275,333	受取補助金等	513,426,099
施設更新積立資産	51,474,528	受取補助金	477,902,139
圃場整備事業積立資産	71,740,000	受取交付金	35,523,960
(3) その他固定資産	61,980,822	所有土地改良施設受贈益	10,204,341,535
土地	33,529,000	指定正味財産合計	10,717,767,634
建物	15,493,648	(うち特定資産への充当額)	(10,717,767,634)
機械及び装置	608,815	2 一般正味財産	
車両運搬具	832,467	一般正味財産	1,112,566,712
器具備品	1,797,031	一般正味財産合計	1,112,566,712
適正化事業拠出金	1,881,000	(うち基本財産への充当額)	(4,872,176)
長期未収賦課金等	4,791	(うち特定資産への充当額)	(1,075,336,248)
長期前払費用	7,042,906	正 味 財 産 合 計	11,830,334,346
出資金	767,000	負債及び正味財産合計	12,083,451,560
出資予約貯金	74		
その他固定資産	24,090		
固定資産合計	11,968,444,017		
資 産 合 計	12,083,451,560		

令和5年度借入状況

(単位：円)

借入先	事業名	地区名	借入金	令和6年度以降残元金	償還期限
日本政策金融公庫	県営農地整備事業	江合左岸地区	59,868,000	0	完済
		田尻中央地区	35,587,000	31,030,297	令和30年度
		田尻中央2期地区	84,150,000	56,117,936	令和30年度
	防災減災事業	田尻第1地区	25,000,000	17,316,835	令和16年度
		中埴北部地区	9,000,000	7,232,206	令和17年度
	水利施設等整備事業	北部地区第2地域	9,000,000	9,000,000	令和20年度
計			222,605,000	120,697,274	

借入先	事業名	地区名	借入金	令和6年度以降残元金	償還期限
全国土地連	県営かん排事業	江合川左岸2期地区	56,523,000	0	完済
	県営水利施設整備事業	田尻排水機場地区	34,899,000	14,828,000	令和13年度
計			91,422,000	14,828,000	

合 計			314,027,000	135,525,274	
-----	--	--	-------------	-------------	--

令和5年度 工事概要報告

事業名	地区名	工事概要	請負額(円)
維持管理工事	江合川地区	秋期維持管理工事(水路浚渫等) 他26件	18,214,460
	萱刈地区	モーター嵩上げ工事 他17件	5,326,930
	清滝地区	ゲート設置工事 他14件	4,273,752
	北部地区	ゲート設置工事 他6件	1,565,740
	長沢地区	バトランプ設置工事	58,300
	桜ノ目地区	機械設備整備補修工事 他1件	1,320,000
	中埴北部地区	フェンス補修工事	673,200
	田尻第1地区	インバーター設備外整備補修工事 他2件	858,000
	中埴東部地区	排水路浚渫工事 他3件	960,080
	田尻第2地区	機械設備補修工事 他4件	1,964,600
	中埴西部地区	秋期維持管理工事(旧暗渠閉塞等) 他5件	3,410,550
	江合左岸地区	スクリーン改良工事 他3件	785,300
	田尻西部地区	整備補修工事 他1件	239,800
	田尻中央地区	スクリーン改造工事 他5件	2,330,800

令和5年度 工事概要報告

事業名	地区名	工事概要	請負額(円)
土地改良施設維持 管理適正化事業	中 埴 西 部 地 区	中田北揚水機場機械設備補修工事	5,610,000
	田 尻 西 部 地 区	小松揚水機場機械設備補修工事	7,713,200
	江 合 川 地 区	三郎兵衛筒整備補修工事	3,410,000
水利施設等整備事業	北 部 地 区	新塚原揚水機場整備補修工事	38,720,000
	田尻川排水機場地区	田尻川排水機場電気設備整備補修工事	5,940,000
土地改良施設機能診断事業	江 合 川 地 区	後藤江用水路隧道緊急補修工事	3,069,000
災 害 復 旧 事 業	清 滝 地 区	大森一ため池災害復旧工事	2,970,000
	清 滝 地 区	二枚橋堰災害復旧工事	6,380,000
操作管理受託業務	江 合 川 地 区	三丁目、桜ノ目幹線用水路刈払工事 他5件	2,497,770

令和5年度 主な施工状況

事業名:土地改良施設維持管理適正化事業

施工前



施工後



工事場所：田尻西部地区 小松揚水機場

事業名:水利施設等整備事業

施工前

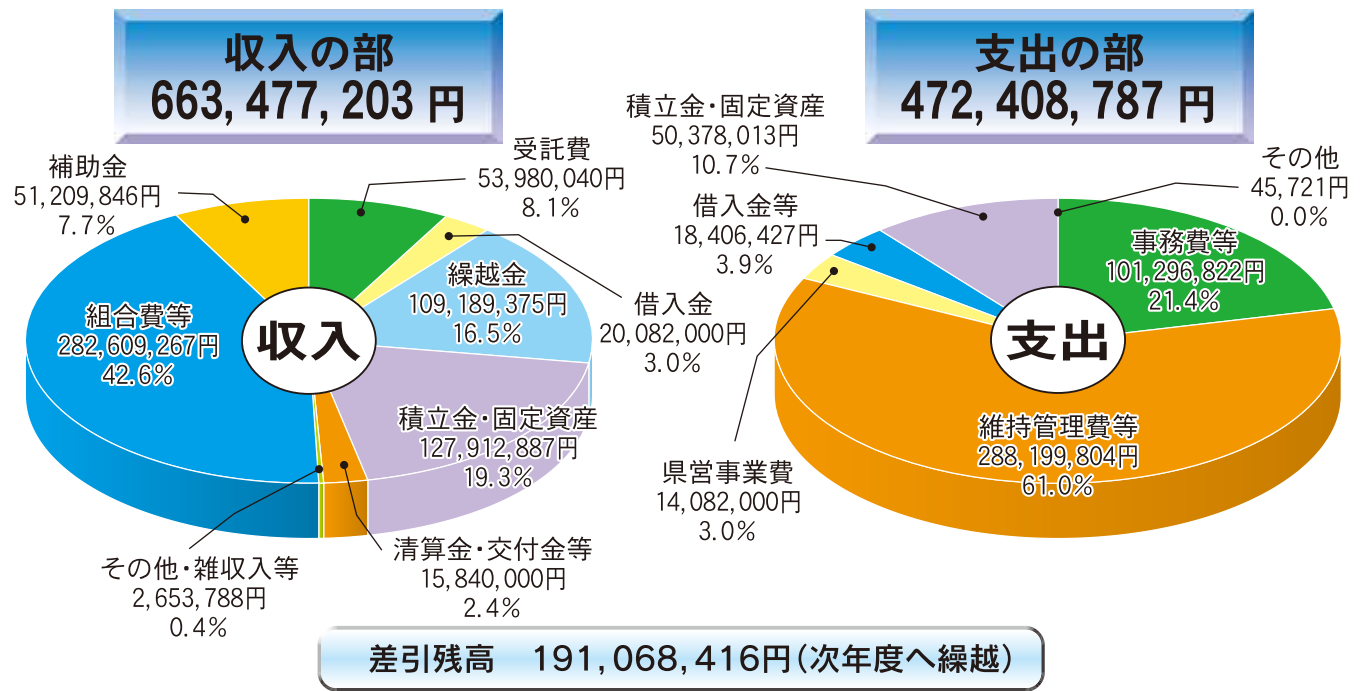


施工後



工事場所：田尻川排水機場地区 田尻川排水機場(高圧トランス)

令和6年度 一般会計決算状況



貸借対照表

令和7年3月31日調製 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	145,835,073	未払金	8,187,760
未収賦課金等	2,091,492	未払負担金	11,016
その他未収金	54,929,880	預り金	229,809
前払金	19,188	短期借入金	3,730,831
貯蔵品	44,326	適正化事業拠出金長期未払金	2,574,000
その他流動資産	1,006,128	未払消費税等	1,308,300
流動資産合計	203,926,087	流動負債合計	16,041,716
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産	4,872,176	公庫資金等長期借入金	133,677,075
(2) 特定資産	10,930,962,008	適正化事業拠出金長期未払金	3,432,000
所有土地改良施設	10,593,805,955	職員退職給付引当金	112,441,800
土地改良施設用地等	4,193,029	役員退任慰労引当金	758,675
財政調整積立資産	79,998,000	固定負債合計	250,309,550
職員退職給付引当積立資産	112,441,800		
役員退任慰労金積立資産	758,675	負債合計	266,351,266
転用決済金積立資産	2,700,021	正 味 財 産 の 部	
施設更新積立資産	85,974,528	1 指定正味財産	
圃場整備事業積立資産	51,090,000	受取補助金等	480,238,367
(3) その他固定資産	62,661,971	受取補助金	441,317,897
土地	33,529,000	受取交付金	38,920,470
建物	14,273,817	所有土地改良施設受贈益	9,404,608,807
機械及び装置	446,579	指定正味財産合計	9,884,847,174
車両運搬具	316,983	(うち特定資産への充当額)	(9,884,847,174)
器具備品	4,326,011	2 一般正味財産	
適正化事業拠出金	2,937,000	一般正味財産	1,051,223,802
長期前払費用	6,036,778	一般正味財産合計	1,051,223,802
出資金	771,000	(うち基本財産への充当額)	(4,872,176)
出資予約貯金	713	(うち特定資産への充当額)	(932,914,359)
その他固定資産	24,090		
固定資産合計	10,998,496,155	正味財産合計	10,936,070,976
資産合計	11,202,422,242	負債及び正味財産合計	11,202,422,242

令和 6 年度借入状況

(単位：円)

借入先	事業名	地区名	借入金	令和7年度以降残元金	償還期限
日本 政策 金融 公庫	県営農地整備事業	田尻中央地区	41,332,000	36,476,760	令和31年度
		田尻中央2期地区	92,487,000	64,194,577	令和31年度
	防災減災事業	田尻第1地区	25,000,000	15,656,281	令和16年度
		中埴北部地区	9,000,000	6,639,402	令和17年度
	水利施設等整備事業	北部地区第2地域	15,000,000	14,440,886	令和21年度
計			182,819,000	137,407,906	

借入先	事業名	地区名	借入金	令和7年度以降残元金	償還期限
全国 土地連	県営水利施設 整備事業	田尻排水機場地区	34,899,000	0	完済
計			34,899,000	0	

合 計			217,718,000	137,407,906	
-----	--	--	-------------	-------------	--

令和 6 年度 工事概要報告

事業名	地区名	工事概要	請負額(円)
維持管理工事	江合川地区	秋期維持管理工事(目地補修等) 他 33 件	19,949,540
	萱刈地区	場内整備工事 他 10 件	3,002,300
	清滝地区	漏水補修工事 他 16 件	5,496,041
	北部地区	陥没復旧工事 他 8 件	3,783,230
	長沢地区	勾配修正他工事	473,000
	刈尻地区	法面補修工事 他 1 件	456,500
	中埴北部地区	秋期維持管理工事(旧暗渠閉塞) 他 3 件	1,207,800
	田尻第1地区	除塵機補修工事 他 6 件	1,821,600
	中埴東部地区	パイプライン補修工事 他 1 件	420,200
	田尻第2地区	インバーター補修工事 他 9 件	4,247,100
	中埴西部地区	PAS交換工事 他 13 件	5,653,050
	江合左岸地区	秋期維持管理工事(擁壁工事等) 他 6 件	3,555,750
	田尻西部地区	電動ボール弁交換工事 他 5 件	2,473,900
	田尻中央地区	吸水槽浚渫工事 他 2 件	915,150

令和 6 年度 工事概要報告

事業名	地区名	工事概要	請負額(円)
土地改良施設維持管理適正化事業	江合左岸地区	南小林揚水機場機械設備補修工事	6,655,000
	中埤西部地区	六軒丁揚水機場機械設備更新工事	11,000,000
水利施設等整備事業	北部地区	宮沢ため池整備補修工事	48,294,400
操作管理受託業務	江合川地区	三丁目、桜ノ目幹線用水路刈払工事 他 8 件	4,095,300

令和 6 年度 主な施工状況

事業名:土地改良施設維持管理適正化事業

施工前



施工後



工事場所：中埤西部地区 六軒丁揚水機場

事業名:水利施設等整備事業

施工前

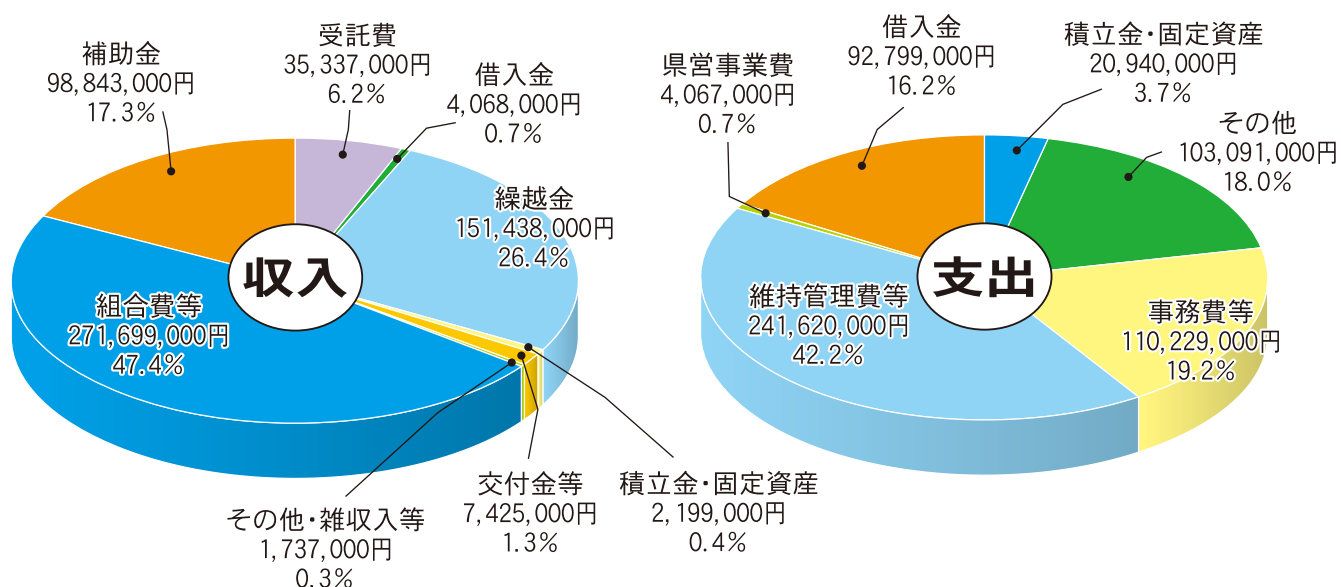


施工後



工事場所：北部地区 宮沢ため池

令和 7 年度 一般会計予算額 572, 746, 000 円



令和 7 年度 事業計画

事業名	地区名	事業内容	事業費(円)
土地改良施設維持 管理適正化事業	江合左岸地区 桜ノ目下揚水機場	φ200mm×15kw (1台) φ150mm×7.5kw (1台) 水中ポンプの更新、電気設備付帯設備の整備補修	9,000,000
水利施設等整備事業	中埕東部地区 上野揚水機場	実施設計並びに中埕東部地区 上野揚水機場機械設備の更新 及び整備補修	10,500,000
県営農地整備事業	田尻中央地区	区画整理付帯工、換地業務等	42,000,000
	田尻中央2期地区	区画整理付帯工、換地業務等	63,000,000

令和7年度 賦課・施設使用料基準一覧

科 目	賦 課 基 準 名	1,000㎡当 (単位：円)	前 年 度 比較増減
經常賦課金 (事 務 費) (維持管理費)	運営事務費	2,300	
	運営事務費50%：畑	1,150	
	江合川地区維持管理費	1,100	
	江合川地区維持管理費（畑）	360	360
	長沢地区維持管理費	4,500	
	萱刈地区維持管理費	3,500	500
	萱刈地区維持管理費50%：畑 ※賦課基準の見直しのため	0	△1,500
	北部地区第1地域揚水費	4,500	
	北部地区第1地域維持管理費	1,600	600
	北部地区第2地域維持管理費	4,000	△2,000
	北部地区第2地域維持管理費（畑）	1,330	1,330
	北部地区第3地域維持管理費：佐野分区	6,000	
	北部地区第3地域維持管理費：川熊分区	5,000	
	清滝地区南部区域維持管理費	2,800	
	清滝地区北部区域維持管理費	5,000	△1,500
	県圃田尻第1地区維持管理費	2,500	
	県圃中埜東部地区維持管理費	4,000	900
	県圃田尻第2地区維持管理費	4,000	
	県圃中埜西部地区維持管理費	3,000	
	県圃江合左岸地区維持管理費	2,600	500
	県圃田尻西部地区維持管理費	2,600	
	県圃田尻中央地区維持管理費	1,800	△200
	県圃刈尻地区維持管理費	2,200	
	県圃中埜北部地区維持管理費	2,500	
	県圃中埜北部地区維持管理費（畑）	830	830
特別賦課金 (償 還 金)	県営基幹水利ストックマネジメント事業（田尻排水機場） ※令和6年度完済	0	△320
	防災減災事業：田尻第1地区	630	
	防災減災事業：中埜北部地区	250	
	水利施設等整備事業：北部地区第2地域	1,500	600
施設使用料	施設使用料：運営事務費	2,300	
	施設使用料：江合川地区	1,100	△320
	施設使用料：萱刈地区	3,500	500
	施設使用料：清滝地区南部区域	2,800	
	施設使用料：清滝地区北部区域	5,000	△1,500
	施設使用料：北部地区第1地域	1,600	600
	施設使用料：北部地区第2地域	5,500	△1,400
	施設使用料：長沢地区	3,100	
	施設使用料：中埜北部地区	2,500	
	施設使用料：田尻第1地区	2,500	
	施設使用料：中埜東部地区	4,000	900
	施設使用料：田尻第2地区	4,000	
	施設使用料：中埜西部地区	3,000	
	施設使用料：江合左岸地区	2,600	500
	施設使用料：田尻西部地区	2,600	
	施設使用料：田尻中央地区	1,800	△200

県営農地整備事業

『田尻中央地区』 権利者会議開催

平成15年採択・地区面積623.7ha

権利者会議 令和7年7月15日 江合川沿岸土地改良区大会議室

審議事項 換地計画の決定について

審議結果 関係権利者数680名 賛成541名 否決8名

上記のとおり本人出席及び書面議決書により審議採決がなされ原案通り承認となりました。

今後、換地処分等の手続きが進められることにより、令和8年度には換地処分登記と換地清算を行いすべて完了する見込みです。

採択されてから20年以上の長い年月に亘り、換地委員及び実行委員の皆様にご尽力いただき感謝申し上げます。

また関係権利者の皆様のご理解ご協力に重ねて御礼申し上げます。



改良区からのお知らせとお願い

広報発行時期の変更について

例年6月頃に広報を発行しておりましたが、本年度より9月頃の発行に変更させていただきます。

それに伴い、今回、下記の内容は2ヶ年分の掲載となっております。

- ・一般会計決算状況
- ・貸借対照表
- ・借入状況
- ・工事概要報告
- ・主な施工状況

賦課金は納期内に

賦課金は賦課基準日(4月1日現在)の土地原簿により賦課させていただいています。

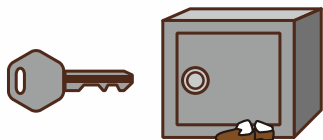
賦課金納入通知書には当該年度に納めていただく賦課金合計額が記載され、その内訳が賦課基準別に賦課単価も記載しております。

なお、**賦課金は納期限が過ぎますと督促手数料及び延滞利子(年利14.6%)が加算されます**ので、納期内に納入くださいますようお願いいたします。

領収書の発行について

指定口座から自動振替を利用している組合員の方については**経常賦課金、特別賦課金ともにまとめて翌年1月上旬に発行しております。**

この領収書につきましては確定申告等の際に必要となりますので、大切に保管していただきますようお願いいたします。



賦課金の消費税について

インボイス制度の導入に伴い、確定申告時の消費税の問い合わせが増えております。

土地改良区が発行している経常賦課金並びに特別賦課金、施設使用料については、不課税となりますので、確定申告の際はお間違いの無いようご注意ください。



訃 報

総 代 第6選挙区(宮沢)

齊 藤 考 雄 氏

令和7年8月5日逝去

生前、土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

人 事 異 動

令和7年4月1日付けで下記のとおり人事異動がありました。

() 内前所属

総務課長

千葉 大 輔 (総務課長兼事業課長)

事業課長

佐々木 義 弘 (事業課長補佐)

総務課主事

佐 藤 樹 (事業課技師)

維持管理 ニュース ダムの渇水状況

ニュース等で報道されておりましたが、今年も晴天が続き、6月以降降水量が著しく少なかったため、岩堂沢ダム及び鳴子ダムの貯水率が0%となりました。

用水については三丁目頭首工からの取水量が制限される中、8月1日から番水を実施し、用水を配分することができました。

鳴子ダム



令和3年8月26日



令和7年8月26日

岩堂沢ダム



令和6年8月1日



令和7年8月19日

⚠ 6月以降末端等にも水が行き渡るようにするためのお願い ⚠

- ① 用水の掛け流し等はしないようにしてください
- ② 水掛け終わったら、必ず給水栓を閉めてください
- ③ 複数給水栓がある圃場は1箇所又は2箇所閉めてください

水路浚渫に伴う断水についてお知らせ

定期浚渫に伴い、令和8年3月の土曜日・日曜日については断水致します。断水日に合わせて浚渫を実施していただきますようお願いいたします。尚、毎年配布致しておりました水路浚渫の通知は、このお知らせをもって代えさせていただきます。

定期浚渫実施期間令和8年4月5日(日)まで

給水栓 “あれっ？” と思ったら

圃場整備事業により設置した給水栓が閉まらない場合は、給水栓にゴミが詰まっていることが考えられます。給水栓を全開にして水を流すことにより、水の勢いでゴミが出る場合があります。それでも閉まらない場合は、揚水機場の休止日に10mmのレンチで給水栓を分解して異物を取り除いてください。

なお、給水栓が経年劣化等により、パイプとの接合部分が抜ける事案が発生しているので、給水栓を操作する際は顔などを近づけないよう充分ご注意ください。



自己負担になります！

給水口（給水栓）や排水口（暗渠水閘）、コンクリート枡などの個人財産に当たる施設をトラクターやコンバイン、草刈り機械などで誤って破損した場合の補修費用は、**自己負担**となりますので、農作業の際は充分ご注意ください。



check

水路やため池の水難事故 防止にご協力を！



本土地改良区の管理する水路には大量の水が流れ、ため池には水が貯えられており大変危険です。水路やため池の安全施設の整備等、水難防止に努力してはおりますが、一人一人が注意を払い絶対に事故を起こさないようにしたいものです。

痛ましい事故を未然に防ぐためにも、日頃から水路やため池などの危険な場所へは近づかないよう、子どもや高齢者への注意喚起の呼びかけをお願いいたします。

ゴミを捨てないで！

本土地改良区が管理する水路にペットボトルや空き缶、プラスチック製の容器等のゴミ又は、故意により稲わら等が捨てられており、水質汚濁や管理施設の故障、通水への支障を来しています。



これらは管理費の増加や災害等にもつながりますので、**ゴミを絶対に捨てないよう**ご協力をお願いいたします。

手続きは忘れずに



次のようなときは、必ず土地改良区に届け出をしてください。

(届出用紙は、土地改良区に準備してあります)

市町村、法務局、農業委員会等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届け出がなければ土地台帳等の修正は行われず、賦課金は従来の組合員へ賦課されてしまいますので**必ず土地改良区(総務課)へ届け出**ください。

組合員の資格に変更があった場合

- ・ 組合員が亡くなられたとき
- ・ 組合員の住所、電話番号が変わったとき
- ・ 農地を売買または交換したとき
- ・ 農地の賃貸借または解約したとき

組合員資格得喪通知書を提出してください。

『**滞納金は新しい組合員が負担**』となります。農地の移動、売買の際、その土地に賦課金の滞納がある場合は『**買った人が滞納金を支払う**』よう法律(土地改良法第42条第1項)に規定されております。確認してから売買契約をするよう注意してください。

農地を農地以外に転用する場合

- ・ 宅地等へ転用するとき
- ・ 公共用地(道路・水路)へ転用するとき

地区除外申請書・農地転用等の通知及び意見書の交付願いを提出して必要な手続きを行ってください。

農地以外に転用すると将来にわたって賦課金を徴収できないので、土地にかかる維持管理費及び償還金を一括で納入していただく『**決済金**』が必要となります。現地調査等で意見書が交付されるまで1週間程度の日数をいただきますので余裕を持って申請してください。

ホームページの活用を!

土地改良区の概要、その他の情報を掲載しておりますのでご利用願います。

なお、届出および申請書の用紙もダウンロードできますのでご利用ください。



江合川沿岸土地改良区 **検索**

ご存知でしょうか?

土地改良区管内の農地で盛土等を行い、**復田の予定がない農地**について、現地の状況と関係機関を確認した上で、土地改良区の受益地から除外することができる***場合**があります。
(*状況によってはできない場合もあります。)

各関係機関への手続き等もありますので、お心当たりがある方は総務課までご相談ください。

